

◎新潟県告示第1409号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年12月28日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県糸魚川市大字徳合字山ノ川向7443の1・7444の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県糸魚川地域振興局農林振興部及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）